

## 役員選挙規則

第1条 本規則は、定款第25条に基づいて、役員を選任に関する事項を定める。

- 2 理事の定数は、17名とし、正会員の中から選出する。
- 3 監事の定数は、2名以下とし、正会員または外部有識者の中から選出する。
- 4 理事及び監事は、立候補制とする。

第2条 選挙権は正会員の資格を有し、当該年度の会費を定められた期日までに納入している者が行使できる。

第3条 役員を選出するために理事会の承認を得て、選挙管理委員会(以下委員会と略す)を設ける。

第4条 委員会は、正会員の中より2名を選出して構成し、委員長は互選とする。ただし、その選挙の立候補者は、選挙管理委員にはなれない。

第5条 委員会は、次の業務を行う。

- (1) 選挙の告示
- (2) 役員立候補届けの受理、資格審査
- (3) 立候補者氏名の公示
- (4) 投票及び開票の管理と投票結果の公示
- (5) その他選挙管理に必要な事項

第6条 選挙管理委員の任期は2年とする。

第7条 役員に立候補しようとするものは、委員会が定めた立候補届け出用紙を、指定期日までに提出しなければならない。

第8条 役員候補者となる要件は、次の通りとする。

選挙権を有する立候補した正会員で、正会員3名以上の推薦人がいること、または選挙権を有する立候補した正会員または外部有識者で理事会が推薦すること。

第9条 選挙は社員総会において正会員の無記名投票により行い、理事は連記制、監事は単記制とする。

第10条 当選者は、それぞれ高得票者順に定める。

- 2 定数最下位の同数得票者が複数ある場合は、委員会による抽選で当選者を決定する。

第11条 立候補の締切日を過ぎても立候補者数が定数上限に達しないときは、委員会は選挙無投票で当選者を定め、社員総会に報告し、承認を得ることとする。

第12条 理事会（選挙告示時の理事会を指す）は、無投票で確定した当選者が定数上限に達しないときに限り、定数上限まで役員候補者を委員会に推薦することができる。なお、委員会への推薦は、対象となる役員改選を議案とする社員総会の開催前までに行わなければならない。

第13条 この規則の施行に関し必要な規則は、理事会の決議を経てこれを定める。

第14条 この規則を改正する場合は、理事会の決議を得なければならない。

附則

1. この規則は、平成30年5月14日より施行する。